⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。

なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。

イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

⑷　受験票の送付

受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

6．試験の免除

⑴　平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑵　平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑶　平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目についての試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑹　平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、4に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度又は29年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑺　平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度又は29年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑻　平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度又は29年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度又は29年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成28年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑽　平成28年度、29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度、29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成28年度、29年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。

⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成28年度又は29年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成28年度又は29年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

7．受験願書及び試験施行要領の配布

受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び地方事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、92円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

8．合格者の発表

合格者の発表は、平成29年11月17日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、地方事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

9．合格証の交付

平成29年11月17日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第25条の2第1項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人日本旅行業協会

住所　東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ